

在留外国人と言語 (第11講)

人権宣言

この講座で学ぶこと

- ▶ 世界言語権宣言を調べながら、言語権という概念について考える。
- ▶ 人権宣言などの様々な権利に関する宣言や条約を概括する。
- ▶ 差別をなくすために、国際連合が果たしている役割を考察する。



言語権

- ▶ 人間の持つ人権の一つに言語権がある。言語権は個人の言語権と集団の言語権に分けられる。具体的には、たとえば、個人の言語権には母語を習得する権利があり、集団の言語権にはその集団がその言語での行政サービスを受ける権利がある。
- ▶ 少数民族の言語は、優勢言語の中にあれば埋没する傾向にある。移民の言語ならば受け入れ国の言語にのみこまれる傾向があるが、それに対抗するものとして言語権という概念が大切になってくる。日本に来た外国人の子どもたちには、母語を学習する権利（初等教育の6年間を母語で授業を受けるか全教育課程で母語を教科として学ぶ権利）と日本語を学習する権利（日本語を学べる環境を受ける権利）がある。さらには、外国語を学ぶ権利も言語権に含まれるとする考えもありうる。ただ言語権は実定法的な権利と考えるよりも、理念的な背景的な権利であると考えたほうがいい。

国際連合の働き

- ▶ 国際連合は人種差別と人権を伸ばすために、数々の宣言を行った。
- ▶ それらの宣言は、日本政府は批准することによって、次第に国内のマイノリティや外国人へ人権の尊重、そして外国から来た外国人児童生徒への言語権の尊重へとつながっていった。これらの宣言を時系列的にたどることによって、宣言の動き、人権への意識が具体的なものへとなっていき、各国の政府に行動することを強く迫っていった現実を知ることができる。

世界人権宣言

- ▶ 世界人権宣言とは、1948年第3回国際連合総会で採択された、すべての人々が保障されるべき基本的人権についての宣言である。第2条の1に見られるように、基本的人権の享受に関して、はじめて言語に言及した宣言となった。
- ▶ 世界人権宣言の内容の多くは、国際人権規約などによって明文化されている。移民の子どもたちの言語権などは、究極的には、この世界人権宣言に基づいていると考えられる。日本は世界人権宣言が採択されたことを記念して、毎年12月4日から12月10日までの1週間を人権週間と定めている。

世界人権宣言（1948年、国連採択）

- ▶ ◆第2条

- ▶ 1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

世界人権宣言(2)

- ▶ 2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。



国際人権規約

- ▶ 国際人権規約とは、世界人権宣言の内容を基礎として、1966年に条約化したものである。これは人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものとされている。日本は1979年に批准をしている。国際人権規約は国際人権A規約（社会権規約）と国際人権B規約（自由権規約）に分かれている。
- ▶ 「国際人権A規約」は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」で、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などの社会権を保障している。これは世界人権宣言において規定されている「経済的・社会的・文化的権利」に相当する。
- ▶ 「国際人権B規約」は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」である。B規約では、身体的自由と安全、移動の自由、思想・良心の自由、差別の禁止、法の下での平等などの自由権が保障され、これは世界人権宣言において想定されている「市民的・政治的権利」にほぼ相当する。B規約は、締結国に対して即時実施を義務づけている。B規約の第27条（少数者の権利）にて、マイノリティは「自己の言語を使用する権利を否定されない」とあって、言語を使う権利は人権の中に含まれると初めて公的に明言した。

条約難民

- ▶ 条約難民とは、難民条約に定義された難民の要件（人種、宗教、国籍、政治的意見を理由に本国で迫害されている）に該当すると判断された人である。
- ▶ 1981年にわが国は難民条約を批准している。難民と認定されれば子どもに関しては、初等教育や児童扶養手当が受けられる。同じ難民でも、ボートピープルとして来日した人々は、インドシア難民と呼ばれている。

人種差別撤廃条約

- ▶ 正式には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」という名称である。
- ▶ 人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をとることを謳っている。1965年の第20回国連総会において採択され、1969年に発効した。日本は1995年に加入している。
- ▶ 外国人の子どもたちは差別にさらされることなく、日本人の子どもたちと同じように支援を受けるべきことを意味している。

マイノリティの権利宣言

- ▶ 1992年に「民族的又は種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言」が国連で採択された。これを略して「マイノリティ権利宣言」と言う。この宣言は、国際人権基準、特に自由権規約だけではマイノリティの権利を守るのは不十分との認識から生まれてきたものである。
- ▶ マイノリティの権利宣言ではかなり細かく国家の義務とマイノリティの権利を規定している。この宣言の履行に消極的な国家に対してマイノリティに対する保護義務をいかに遂行させるかが最大の課題である。もともとは、自由権規約27条の具体的な実施過程で、規約人権委員会が発足し、各国家からの実施報告を定期的に審査するという監視制度ができた。その監視制度を通して、27条が締約国に課す義務、あるいはマイノリティが享有する権利の中身が確認されてきた。
- ▶ その一例として、日本は第一回の報告では、国内にはマイノリティはいない、となっていた。つまり、アイヌは日本民族であり、マイノリティではないと報告している。そのような記述は第二回目報告では修正された。


マイノリティの権利宣言(2)

- ▶ ◆第2条（少数者の権利）
- ▶ 5 少数者に属するものは、その集団のほかの構成員および他の少数者に属する者との自由かつ平和的な接触、並びに自己が民族的若しくは種族的、宗教的又は言語的紐帯によって関係を有する他国の市民との国境を越えた接触を、いかなる差別もなしに樹立しかつ維持する権利を有する。

子どもの権利条約 ◆ 第30条

- ▶ 子どもの権利条約
- ▶
- ▶ 民族的、宗教的または言語的マイノリティ、または先住民が存在する国においては、当該マイノリティまたは先住民に属する子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰し、かつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない。（国際教育法研究会訳）

世界言語権

- ▶ 1996年に民間の世界言語権会議で「世界言語権」が採択された。言語権を人間の保障されるべき一つの権利であると明確に宣言した。そこでは、言語権は個人的権利であると同時に集団的権利であるとされてる。
- ▶ 民間の団体の宣言であるために、認知度は低いが、今後はユネスコ、国連での採決が期待される。

課題

- ▶ それぞれの宣言を時系列的にまとめてみましょう。
- ▶ これらの宣言が在留外国人の言語活動にどのように影響を与えるか考えてみる。

